鳥取県告示第216号

平成元年鳥取県告示第685号(屋外広告物に係る禁止地域等の指定について)の一部を次のように改正し、平 成20年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前

号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定|号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定 に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出す一に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出す る物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又 | る物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又 は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施 は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施 行するので、条例第7条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり 課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事|課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事 務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合 | 務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合 事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。

- 1 略
- 2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域 2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域 は、次に掲げる地域とする。
 - (1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地 はで当該道敗から展現できる提所

以でヨ該連路から展望できる場所			
路線名	区間		
略			
一般国道 9	略		
号	西伯郡大山町 <u>名和字西菖蒲谷</u>		
	<u>960 - 1</u> 地先から島根県との県		
	境まで		
	略		
略			
一般国道373	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷		
号	578 - 1地先から同町大字 <u>市瀬</u>		
	<u>字竹ノ出口1478 - 5</u> 地先まで		
略			

(2) 略

3 及び4 略

- 5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域 | 5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域 は、次に掲げる地域とする。
 - (1) 次に掲げる道路の両側500メ・トルを超え、 1,000メ・トル以内の地域で当該道路から展望で

鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31 行するので、条例第7条の規定により告示する。

> その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり 事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。

- は、次に掲げる地域とする。
 - (1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地 域で当該道路から展望できる場所

W CHREND BRE CC G-3//		
路線名	区間	
略		
一般国道 9	略	
号	西伯郡大山町安原字朝引749 -	
	<u>1</u> 地先から島根県との県境まで	
	略	
略		
一般国道373	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷	
号	578 - 1地先から同町大字 <u>尾見</u>	
	<u>字中村皆地117 - 5</u> 地先まで	
略		

(2) 略

3 及び 4 略

- は、次に掲げる地域とする。
- (1) 次に掲げる道路の両側500メ-トルを超え、 1,000メ・トル以内の地域で当該道路から展望で

きる場所

_	_ ,	
	路線名	区間
	略	
_	-般国道 9	西伯郡大山町 <u>名和字西菖蒲谷</u>
두	-	<u>960 - 1</u> 地先から島根県との県
		境まで
		略
	略	
-	-般国道373	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷
뒫	=	578 - 1地先から同町大字 <u>市瀬</u>
		<u>字竹ノ出口1478 - 5</u> 地先まで
(2)~(6) 略		

きる場所

路線名	区間
略	
一般国道 9	西伯郡大山町安原字朝引749 -
号	<u>1</u> 地先から島根県との県境まで
	略
略	
一般国道373	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷
号	578 - 1地先から同町大字 <u>尾見</u>
	<u>字中村皆地117 - 5</u> 地先まで

(2)~(6) 略